

海外展開専門的サポート事業支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人鳥取県産振興機構（以下、「機構」という）が行う海外展開専門的サポート事業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、海外との経済交流に積極的に取り組む県内事業者が行う海外展開に係る課題解決のための専門的サポート事業に対し、その経費の一部を助成することにより、本県企業と海外との経済交流に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領に掲げる用語は、それぞれ次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 県内事業者 県内に本社、主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者）等をいう。
- (2) 補助対象事業 別表1に掲げる事業をいう。
- (3) 補助対象事業者 補助対象事業を実施する企業をいう。
- (4) 補助事業者 交付決定を受けた補助対象事業者をいう。
- (5) 補助対象経費 本補助金の対象となる経費で、別表2のとおりとする。ただし、経費にかかる消費税及び地方消費税は対象とならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、本補助金の交付決定日以降に支払が行われたものを対象とする。

- 2 補助対象経費は、原則、銀行振込（海外送金を含む）やクレジットカードなど第三者を通じて支払われたものに限る。
- 3 県内事業者が本補助金を利用できる回数は、通算で3回までとする。

(補助率および補助上限額)

第5条 本補助金の補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

- (1) 補助率 補助対象経費の2/3以内（千円未満切捨て）
- (2) 補助上限額 1 補助対象事業者当たり補助金交付上限は400千円

(補助金交付申請書の提出)

第6条 本補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「海外展開専門的サポート事業支援補助金申請書」（様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、機構に提出しなければならない。

- (1) 海外展開専門的サポート事業支援補助金事業計画書（様式2）
- (2) 補助対象経費見積書（様式3）
- (3) 見積書の積算根拠となる資料
- (4) 会社概要と販路開拓等を行う自社の技術・製品の内容がわかる書類（企業案内又は製品パンフレット等）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- (6) その他代表理事理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 機構は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合には、申請のあった額の範囲内で交付決定をすることができる。その場合の交付決定の通知は「海外ビジネス支援補助金交付決定通知書」（様式5）によるものとする。

(計画の変更等の承認)

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる中止をしようとする場合は、あらかじめ「海外展開専門的サポート事業支援補助金事業中止承認申請書」(様式6)を機構に提出し、機構は、その承認可否を「海外展開専門的サポート事業支援補助金事業中止決定通知書(様式7)」で通知するものとする。

- (1) 補助対象事業の全部又は一部を中止しようとする場合
 - (2) その他補助対象事業の内容について重要な変更をしようとする場合
- 2 交付決定額を上回る金額変更は認められない。

(交付決定の取消等)

第9条 機構は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金交付決定の取り消し、また既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付申請書に虚偽があった場合
- (2) 補助金を目的外の用途に使用したと認められる場合
- (3) 県及び他の団体から別表2に示す補助対象経費の交付を受けている場合
- (4) その他、本要領に定める条項に反した場合

2 前項の補助金の返還は、当該命令のなされた日から起算して15日以内に行わなければならないものとし、期限内に返還がない場合は、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて、鳥取県会計規則第120条第1項で規定する延滞金を徴するものとする。

3 交付決定の取り消しを行う場合、機構は、申請者に対して「海外展開専門的サポート事業支援補助金交付決定取消通知書」(様式8)により通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の終了後30日以内又は同一年度の3月10日(当該日が休日の場合は直前の営業日とする。)のいずれか早い日までに、「海外展開専門的サポート事業支援補助金実績報告書」(様式9-1)に次の書類を添付し、機構へ提出するものとする。

- (1) 補助対象経費精算書(様式9-2)
- (2) 証憑書類の複写
- (3) 事業を実施したこと及び作成した販売促進ツール・サンプル等の概要が分かるもの

(補助金の確定)

第11条 機構は、前条の規定により補助対象事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を審査し、「海外展開専門的サポート事業支援補助金確定通知書」(様式10)により、補助金の交付確定額を補助事業者に通知するものとする。

2 機構は、必要に応じて証憑の追加を求めるとともに、現地調査等を行うことができる。また、審査の結果、補助対象事業が交付決定内容等に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

(補助金の精算払)

第12条 補助事業者は、前条で確定した補助金を請求するときは、「海外展開専門的サポート事業支援補助金精算払請求書」(様式11)を機構に提出するものとし、機構は請求書を受理後、すみやかに支払うものとする。

(補助金に係る証憑の保存)

第13条 補助事業者は、証憑書類を補助金交付を受けた日の属する年度終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 機構は、本要領に定められた事項のほか、補助対象事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

2 この要領に記載のない事項は、代表理事理事長が決定する。

(附 則)

この要領は、令和4年5月19日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和6年4月4日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和8年2月18日から施行する。ただし、令和7年度に交付決定したものについては、従前のおりとする。

別表1（第3条関係）

補助対象事業名	補助対象事業の内容
海外展開専門的サポート事業	<p>海外展開を行うために必要な次の業務について、外部専門家またはコンサルタントに委託し、専門的なサポートを受けるもの。</p> <p>(1) 海外展開のために必要な現地調査支援業務（市場調査・貿易条件調査・海外企業信用調査等）</p> <p>(2) 海外展開のために必要な各種認証等取得支援業務</p> <p>(3) 海外展開のための商談等支援業務（プロモーション含む）</p> <p>(4) 海外展開のために必要な貿易実務支援業務</p> <p>(5) 海外展開のために必要な海外企業との契約締結等支援業務</p> <p>(6) 海外展開のために必要なEC（越境EC含む）活用等IT支援業務</p> <p>(7) その他、海外展開のために必要と機構理事長が認める専門的サポート支援業務</p>

別表2（第4条関係）

補助対象経費	費用の内容	補助対象期間
謝金	海外展開を目的とした専門的サポートを受けるために必要な外部専門家・コンサルタント等の派遣に要する経費	交付決定を受けてから7カ月を経過する日まで
旅費		
委託費		

(様式1)

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県産業振興機構

代表理事理事長 様

申請者

住 所 (〒 -)

名 称

代表者役職・氏名

令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金申請書

海外展開専門的サポート事業支援補助金に応募しますので、下記1～5の書類を添えて提出します。

記

- 1 海外展開専門的サポート事業支援補助金事業計画書 (様式2)
- 2 補助対象経費見積書 (様式3)
- 3 見積書の積算根拠となる資料
- 4 会社概要と販路開拓等を行う自社の技術・製品の内容がわかる書類
(企業案内又は製品パンフレット等)
- 5 暴力団排除に関する誓約書 (様式4)

(様式2)

令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金事業計画書

1. 事業主体 (該当の場合は○を記入)					
本補助金交付要領第3条に定める者か。()					
2. 申請者の概要					
資本金	千円				
決算状況	決算期	売上高	売上総利益	営業利益	従業員数
	年 月期	千円	千円	千円	人
	年 月期	千円	千円	千円	人
	年 月期	千円	千円	千円	人
業種分類	(日本産業分類中分類)				
沿革・既存事業の内容					
海外事業担当者	海外事業担当者 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 専任: 名、 <input type="checkbox"/> 兼任: 名)・ <input type="checkbox"/> 無				
過去に受けた海外販路開拓に関する補助金等 *同一年度内に申請中・予定を含む。					
年度	交付元	補助金名	国名・事業内容		
3. 海外展開状況					
○これまでの取り組み状況 (商品・展開地域・参加見本市等)					
○商品・サービスの特徴 (優位性など)					

4. 事業内容
(1) 事業実施の目的・必要性
○専門的サポートを受ける目的（展開地域・ターゲットの含め記載してください）
○専門的サポートの必要性（現在の課題も含めてわかりやすく記載してください。）
(2) 事業内容
○専門的サポートを受けて実施する事業計画（展開地域・サポート内容・スケジュール）
○専門的サポート受ける外部専門家（派遣元）またはコンサルタント候補について ※詳細に関しては書類を添付してください
(3) 事業実施時期
令和 年 月 日～令和 年 月 日
(4) 今後の事業展開計画
今後の海外展開計画について、記載してください。

・説明資料、パンフレット等、審査に必要と思われる書類と一緒に御提出願います。

(様式3)

補助対象経費見積書

補助対象事業に係る経費について、下表へ記入してください。

補助限度額及び経費の範囲等、精算に関する注意点については補助金交付要領をご参照ください。

① 謝金	(小計)	円
(経費内容)		円
		円
② 旅費	(小計)	円
(経費内容)		円
		円
③ 委託費	(小計)	円
(経費内容)		円
		円
④ 合計 (①~③の合計)		円
⑤ 補助金申請金額 (④×2/3、上限40万円) ※千円未満は切捨て		,000円

※上記に記載できない場合は、行を追加してください。

※積算根拠となる資料を添付してください。

※金額はすべて税抜でご記入ください。

(様式4)

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表理事理事長 様

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

私は、「海外展開専門的サポート事業支援補助金」の申請にあたり下記の事項について誓約します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を契約・取引等の相手方にしません。
- 3 契約・取引等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該契約等を解除します。

(様式5)

鳥産第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表理事理事長

令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、海外展開専門的サポート事業支援補助金交付要領第7条の規定により、下記の通り決定したので通知します。

記

補助金名	令和 年度海外展開専門的サポート事業支援補助金
補助金交付決定額	, 000円

(様式6)

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表理事理事長 様

住 所
名 称
代表者

令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金事業中止承認申請書

令和 年 月 日付鳥産第 号で交付決定通知を受けた補助金について下記のとおり中止したいので海外展開専門的サポート事業支援補助金交付要領第8条の規定により承認を申請します。

記

1. 補助金名
令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金
2. 中止の内容
3. 中止の理由

(様式7)

鳥産第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表理事理事長

令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金中止決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、海外展開専門的サポート事業支援補助金交付要領第8条の規定に基づき承認（不承認）と決定したので通知します。

(不承認の理由)

(様式8)

鳥産第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表理事 理事長

令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金交付決定取消通知書

下記のとおり、海外展開専門的サポート事業支援補助金交付要領第9条3項の規定に基づき、令和
年 月 日付鳥産第 号で行った海外展開専門的サポート事業支援補助金交付決定
を取り消します。

記

1 補助対象金名

令和 年度海外展開専門的サポート事業支援補助金

2 取消の内容

3 取消の理由

(様式9-1)

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表理事理事長 様

住 所
名 称
代表者

令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助事業実績報告書

令和 年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の実績について、海外展開専門的サポート事業支援補助金交付要領第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補 助 金 名	令和 年度海外展開専門的サポート事業支援補助金
補 助 対 象 費 金 額 (様式9-2④)	円
補 助 金 申 請 金 額 (様式9-2⑤)	, 000円
事業実施時期	
令和 年 月 日~令和 年 月 日	
事業実施内容	(※サポートを受けたの時期・内容及びその効果等について記載ください)

(成約実績調べ)

	件数	金額	備考
成約実績	件	千円	
成約見込み	件	千円	

今後の事業展開

添 付 書 類

- 1 補助対象経費精算書（様式9-2）
- 2 証憑資料の複写※
- 3 作成したツールの写し
（一部抜粋し、印刷したものを提出）

※・請求書

- ・領収書
- ・振込明細
- ・委託先からの報告書（ある場合） 等

(様式9-2)

補助対象経費精算書

補助対象事業に係る経費について、下表へ記入してください。

補助限度額及び経費の範囲等、精算に関する注意点については補助金交付要領をご参照ください。

① 謝金	(小計)	円
(経費内容)		円
		円
② 旅費	(小計)	円
(経費内容)		円
		円
③ 委託費	(小計)	円
(経費内容)		円
		円
④ 合計 (①~③の合計)		円
⑤ 補助金申請金額 (④×2/3、上限40万円) ※千円未満は切捨て		,000円

※上記に記載できない場合は、行を追加してください。

※積算根拠となる資料を添付してください。

※金額はすべて税抜でご記入ください。

(様式10)

鳥産第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表理事理事長

令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあったこのことについては、海外展開専門的サポート事業支援補助金交付要領第11条の規定により、下記の通り決定したので通知します。

記

補助金名	令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金
当初の交付決定額 (様式5-1の決定額)	, 000円
補助対象事業の経費精算額	円
補助金の交付決定額	, 000円

(様式 1 1)

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表理事理事長 様

住 所
名 称
代表者役職・氏名
発行責任者
担当者
(発行責任者と同じ場合は記載不要)
電話番号
適格請求書発行事業者登録 有 ・ 無
(登録番号：)

令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金精算払請求書

令和 年 月 日付鳥産第 号で確定通知を受けた補助金の精算払いを下記のとおり請求します。

記

補 助 金 名	令和 年度 海外展開専門的サポート事業支援補助金
補助金の交付確定額	, 0 0 0 円
今 回 請 求 額	, 0 0 0 円

※補助金振込口座

金 融 機 関 支 店 名	銀行 支店
口座種別・口座番号	普通 ・ 当座
(フリガナ) 口 座 名 義	